

食品接触材料安全センターメールマガジン No.66（2023年7月上旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

#### ■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

##### PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

このコラムは、改編 PL の最新情報を紹介しています。今回は、メールマガジン No.64 のコラムに掲載した内容について、その後の状況を紹介します。

6月6日食品安全委員会は、器具・容器包装の規格基準改正に関連し、厚生労働省へ5つの留意点を示しました。

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20230606fsc&fileId=280>

この中で、非意図的生成物とサプライチェーンの情報伝達に関する 2つの留意点 について、厚労省に質しました。

●非意図的生成物に係る留意点：「既存物質を使用して製造される器具・容器包装に意図せず混入する物質（残存モノマー、不純物等）について適切なリスク管理措置を講じること。」

●センターからの照会：「非意図的生成物については、従来、事業者が適切に対応できないとき告示第370号に規格基準を設定すると整理してきたが、この内容を超える対応、例えば PL の特記事項に新たな規格基準を設けるなど懸念をもつが如何か。」

●厚労省の回答：「従来から整理してきた製造基準と370号の規格基準で対応することに変わりはない。」

●サプライチェーンの情報伝達に係る留意点：「使用可能食品区分、最高温度、特記事項に係る事業者間の情報伝達といった公衆衛生上必要な措置が適切に行われ、その他国民の健康の保護の観点から消費者に周知が必要な情報が事業者間で伝達されるよう、事業者へ周知徹底すること。」

●センターからの照会：「サプライチェーンの情報伝達については、従来、事業者間を対象に整理してきたが、この内容を超える対応、即ち消費者を含めた情報伝達までが求められる懸念をもつが如何か。」

●厚労省の回答：「従来から整理してきたとおり、サプライチェーンの情報伝達は事業者間を対象としている。ここでの「消費者に周知が必要な情報」とは事業者間で行われる情報伝達の内容の一例に過ぎない。」

## ■食品接触材料安全センター2023年度事業計画について

### 食品接触材料安全センター2023年度事業計画

このコラムは、食品接触材料安全センターの事業計画をシリーズで紹介してきました。今回は、2023年6月5日第3回センター協議会会員総会で承認された2023年度事業計画より、確認証明書、適合確認書、見解書について紹介します。

#### 1. 確認証明書の継続

##### (1) 自主基準のリストの維持及び適正な管理

安全センターが管理している自主基準に関し、国改編 PL との突合作業を進め、自主基準のリストとの整合性を確認する。また、引き続き、会員からの申請に基づく新規収載審査などを行う。色材に関しては、色材 PL の技術的課題を検討し、色材 PL 登録管理規程等の検討を行うとともに、色材 PL 登録制度の運営を行う。

##### (2) 確認証明書の切替再交付等の取組

確認証明書に関しては、国 PL を反映した確認証明書への切替再交付を進めており、切替再交付済みの場合には、国改編 PL 告示への適合状況を確認した上で、告示公布を受け、順次、新しい確認証明書を会員に送付する。

##### (3) 規程類の改正

安全センターの確認証明書業務は、旧衛生協議会から業務を承継して、3年目となる。また、国改編 PL は2023年の夏頃には告示され、新たに適合確認書（仮称）業務も開始する見通しであることから、「承継基準」を「自主基準」に改正する等、順次、規程や実施細則等を改正する。

##### (4) 定期検査の実施

確認証明書の信頼性を高めるため、前年度に引き続き、定期検査を実施する。

#### 2. 適合確認書の開始

国 PL の対象範囲は確認証明書が対象とする範囲を超えているため、会員の多様なニーズに応じていく観点から、確認証明書の交付規程に当てはまらない案件に関する制度的な仕組みとして適合確認書を開始する。国改編 PL 告示後の運用開始を目指して、適合確認書の交付規程、実施細則、申請様式等の規程類や、情報システム及びデータベースの整備等を進める。

### 3. 見解書の継続

確認証明書及び適合確認書のいずれにも当てはまらない案件に関し、国 PL への適合を個別に説明するための手段として 2021 年 12 月から運用している見解書業務を継続し、引き続き申請者の要望に的確に対応していく。

## ■お知らせ

### 食品接触材料などに関する内外の動き

- 厚労省「令和 5 年 6 月 29 日（木）開催 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 資料」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33883.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33883.html)

「その他の報告事項」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/001113991.pdf>

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年 5 月 26 日公布）について

- 食品安全委員会「第 901 回食品安全委員会」2023 年 6 月 6 日

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20230606fsc>

「議事概要」

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20230606fsc&fileId=900>

- 4 月 28 日食品安全委員会器具・容器包装専門調査会第 54 回会合議事録

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20230428ky1&fileId=710>

- 環境省「環境省組織令の一部を改正する政令及び環境省組織規則の一部を改正する省令について」2023 年 06 月 27 日

[https://www.env.go.jp/press/press\\_01818.html](https://www.env.go.jp/press/press_01818.html)

官報「政令第 227 号 環境省組織令の一部を改正する政令」令和 5 年 6 月 30 日

<https://kanpou.npb.go.jp/20230630/20230630g00137/20230630g001370008f.html>

- 中国食品安全リスク評価センター「N,N'-ヘキシル-1,6-ビス[3-(3,5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキシフェニル)プロピオンアミド等 4 種の食品関連新製品の意見募集について」2023 年 6 月 28 日

<https://cfsa.net.cn/Article/News.aspx?id=CA4BCBAF741E1406A552D78696C2E08BAE05331041B37FA8>

●台湾環境保護署「「使い捨て食器の使用制限対象及び実施方法」公告事項第 2 項の改正について」2023 年 6 月 29 日

[https://doc.epa.gov.tw/IFDEWebBBS\\_EPA/ExternalBBS.aspx](https://doc.epa.gov.tw/IFDEWebBBS_EPA/ExternalBBS.aspx)

●台湾環境保護署「『包材を節約、ゴミを減らし、負担を減らす』ネットショッピングの包材削減を 7 月 1 日より施行する」2023 年 6 月 25 日

<https://enews.epa.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/2ff7a14c-9382-4274-bd30-afa1af10f17e>

●欧州委員会 DG SANTE「SCHEER – おもちゃに含まれる酸化チタンの安全性に係る最終意見書」2023 年 6 月 27 日

[https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-final-opinion-safety-titanium-dioxide-toys-2023-06-27\\_en](https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-final-opinion-safety-titanium-dioxide-toys-2023-06-27_en)

●欧州委員会「廃棄物技術適応委員会（SUP 指令）会議」2023 年 6 月 19 日

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282023%291137/consult?lang>

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282023%291137/consult?lang=en>

SUP 飲料ボトルのリサイクルプラスチック含有量に関するデータの計算、検証、報告に関する決定の実施案

●欧州委員会「繊維の循環経済：繊維廃棄物の削減、再利用、リサイクルに責任を負い、使用済み繊維の市場を促進する」2023 年 7 月 5 日

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_23\\_3635](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_3635)

●官報「欧州議会及び欧州理事会指令 2001/95/EC に基づき、特定子供用製品及び関連製品の欧州規格が満たすべき安全要件に関する 2023 年 6 月 28 日欧州委員会決定（EU）2023/1338」

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L\\_.2023.166.01.0162.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2023%3A166%3ATOC](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2023.166.01.0162.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2023%3A166%3ATOC)

●WTO 通知「G/TBT/N/EU/990 回収硬質ポリ塩化ビニルを含む電気電子の窓及びドアのプラスチック製プロファイルにおけるカドミウム及び鉛の免除に関し欧州議会及び閣僚理事会指令 2011/65/EU を改正する欧州委員会委任指令案」2023 年 6 月 30 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/EU990.pdf&Open=True>

●EFSA「使用済 PET を食品接触材料へとリサイクルするため使用する、NGR テクノロジーに基づく CCH CIRCULARPET プロセスの安全性評価」2023 年 7 月 3 日

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/8087>

「使用済 PET を食品接触材料へとリサイクルするため使用する、NGR テクノロジーに基づく Coca - Cola HBC プロセスの安全性評価」2023 年 7 月 3 日

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/8088>

●ECHA「REACH の下、パー及びポリフルオロポリマー(PFAS)の制限」2023 年 6 月 28 日

<https://echa.europa.eu/-/restriction-of-per-and-polyfluoroalkyl-substances-pfass-under-reach>

Q&A の 2 回目。

ECHA「リスク評価委員会第 65 回会合議事録」2023 年 6 月 5&8 日

[https://echa.europa.eu/documents/10162/17352003/rac-65\\_final\\_minutes+%281%29.pdf/8fc40a2f-48cd-7ccf-4014-6506c79ce12c?t=1688394677618](https://echa.europa.eu/documents/10162/17352003/rac-65_final_minutes+%281%29.pdf/8fc40a2f-48cd-7ccf-4014-6506c79ce12c?t=1688394677618)

PFAS など。

●閣僚理事会「閣僚理事会は建設製品規則へのポジションを採択」2023 年 6 月 30 日

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/06/30/council-adopts-position-on-the-construction-products-regulation/#:~:text=The%20Council%E2%80%99s%20negotiating%20position%20proposes%20the%20case-by-case%20harmonisation.clarifies%20the%20procedure%20for%20the%20harmonisation%20of%20products.>

●閣僚理事会「必要不可欠な原料法：閣僚理事会は交渉の立場を採択」2023 年 6 月 30 日

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/06/30/critical-raw-material-act-council-adopts-negotiating-position/>

●EEA「多くの EU 加盟国は廃棄物リサイクル目標を達成できないリスクがある」2023年6月8日

<https://www.eea.europa.eu/en/newsroom/news/many-eu-member-states>

「欧州の消費を持続可能になるにはより循環経済が必要」2023年6月13日

<https://www.eea.europa.eu/en/newsroom/news/more-circular-economy-needed>

●フランス共和国公式ジャーナル「全体又は一部がプラスチック材料で作られた包装のない未加工の生の果物と野菜を販売のために示す義務に関する2023年6月20日の政令第2023-478号」2023年6月21日

<https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=rxctI0H4YnnzLkMLiP4x17V83fFq1dGGtfc0nz-u5MM=>

●フランス生態移行・領土一体省「ベランジェール・クイヤールは、使用可能なガラス瓶及び瓶の新たな標準範囲の店舗へ近々入荷しそれらを使用する製造業者又は販売業者へボーナスを発表」2023年5月10日

<https://www.ecologie.gouv.fr/berangere-couillard-annonce-larrivee-prochaine-en-magasin-dune-nouvelle-gamme-standard-bouteilles-et>

●蘭 RIVM「新たな研究で確認：オランダの人々は過剰なレベルのPFASを摂取している」2023年7月6日

<https://www.rivm.nl/en/news/new-study-confirms-people-in-netherlands-are-ingesting-too-much-levels-of-pfas>

●UK COT「TOX/2023/31 ビスフェノール A に関する暫定ポジション声明案」2023年6月29日

<https://cot.food.gov.uk/Draft%20Interim%20position%20statement%20on%20bisphenol%20A>

「TOX/2023/38 マイクロプラスチックへのばく露による潜在的リスクに関するサブステートメント：吸入経路（第3稿）」2023年6月30日

<https://cot.food.gov.uk/Sub-statement%20on%20the%20potential%20risk%28s%29%20from%20exposure%20to%20microplastics%3A%20Inhalation%20route%20%28Third%20draft%29>

●UK FSA「証拠の募集：添加物として竹および同様の植物由来の材料を含むプラスチック食品接触材料」2023年6月12日

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/consultations/call-for-evidence-plastic-food-contact>

[materials-containing-bamboo-and-similar-plant-based-material-as-additives](#)

食品安全操業情報システム「英国食品基準庁(FSA)、竹及びその他の植物由来材料を含むプラスチック容器・器具の安全性に関するエビデンス募集の開始を公表」2023年6月12日

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu06080260160>

●FDA「食品接触用食品包装及びその他化学物質の消費者向け情報」2023年7月6日更新

<https://www.fda.gov/food/food-ingredients-packaging/food-packaging-other-substances-come-contact-food-information-consumers>

●米 WTO 通報「G/TBT/N/USA/2011 2023 年報告年から、特定のパーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) を有害物質放出目録に法的に追加することを施行」2023年6月26日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN23/USA2011.pdf&Open=True>

●米 WTO 通報「G/SPS/N/USA/3382/Add.1」2023年6月30日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NUSA3382A1.pdf&Open=True>

環境防衛基金らからの着色添加剤請願は、食品における二酸化チタンの使用に関する着色添加剤リストの取消しを要求している。この件の協議に係るコメント期間を延長する。

●EPA「EPA は公衆衛生を保護するためパークロロエチレンの全ての消費者及び多くの商業利用の禁止を提案」2023年6月8日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-ban-all-consumer-and-many-commercial-uses-perchloroethylene-protect>

●EPA「新たな PFAS 及び PFAS の新たな用途に対処する枠組み」2023年6月29日

<https://www.epa.gov/reviewing-new-chemicals-under-toxic-substances-control-act-tsca/framework-addressing-new-pfas-and>

●ACC「環境科学技術：プラスチック容器及び再利用可能な食品パウチからのマイクロプラスチック及びナノプラスチックの放出の評価：人への健康影響」2023年6月21日

<https://pubs.acs.org/doi/10.1021/acs.est.3c01942>

●ACC「フッ素ポリマー：気候変動との戦いに不可欠」2023年6月28日

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/blog->

[post/2023/fluoropolymers-critical-in-the-fight-against-climate-change](https://www.vinylinfo.org/news/u-n-is-actively-negotiating-a-binding-global-agreement-to-end-plastic-waste/)

●Vinyl Institute 「国連はプラスチック廃棄物をなくすため拘束力のある世界協定の交渉を積極的に行っている」 2023 年 6 月

<https://www.vinylinfo.org/news/u-n-is-actively-negotiating-a-binding-global-agreement-to-end-plastic-waste/>

●米国国務省「フェルナンデス次官補は、米国代表団を率いてパリでプラスチック汚染の交渉へ」 2023 年 5 月 26 日

<https://www.state.gov/under-secretary-fernandez-leads-u-s-delegation-to-plastic-pollution-negotiations-in-paris/>

●オーストラリア「環境大臣は包装廃棄物削減に踏み込む」 2023 年 6 月 9 日

<https://minister.dccew.gov.au/plibersek/media-releases/environment-ministers-step-cut-packaging-waste>

「環境大臣会合 2023 年 6 月 9 日合意コミュニケ」

<https://www.dccew.gov.au/sites/default/files/documents/emm-communique-09-june-2023.pdf>

●シンガポール政府 2023 年 7 月 2 日

「食品に含まれる「永遠の化学物質」」

<https://www.sfa.gov.sg/food-information/risk-at-a-glance/%27forever-chemicals%27-in-food>

「焦げ付き防止パンの安全な実践」

<https://www.sfa.gov.sg/food-information/risk-at-a-glance/safe-practices-for-non-stick-pans>

●UNEP-3 「プラスチック汚染に係る政府間交渉委員会第 3 回セッション」

<https://www.unep.org/events/conference/inc-3>

「EU とその加盟国のプラスチック汚染をなくすため将来の法的拘束力ある手段の目標について見解」 2023 年 6 月 27 日

[https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/27062023\\_eu\\_and\\_its\\_member\\_states\\_cg\\_1.pdf](https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/27062023_eu_and_its_member_states_cg_1.pdf)

「EU とその加盟国の実施手段と資源動員に関する見解の表明」 2023 年 6 月 26 日

[https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/27062023\\_eu\\_and\\_its\\_member\\_states\\_cg\\_2.pdf](https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/27062023_eu_and_its_member_states_cg_2.pdf)

「米国の INC-2 での介入 議題 4 - プラスチック汚染に関する国際法的拘束力のある文書

に向けた要素の潜在的な選択肢に関する文書 UNEP/PP/INC.2/4 に関する一般的見解」2023年6月23日

[https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/23062023\\_us\\_agendaitem4.pdf](https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/23062023_us_agendaitem4.pdf)

「米国の INC-2 における介入 (a) 目的及び (b) 中核的な義務、管理手段、および自主的アプローチに係るコンタクトグループ 1」2023年6月23日

[https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/23062023\\_us\\_cg1.pdf](https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/23062023_us_cg1.pdf)

「米国の INC-2 での介入」2023年6月23日

[https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/23062023\\_us\\_cg2.pdf](https://resolutions.unep.org/resolutions/uploads/23062023_us_cg2.pdf)

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

HP の整備に伴い、下記 URL の一部を変更しましたので、ご確認ください！

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No.26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/pages/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/pages/98/>

ー Jcii の個人情報の取扱いに関しましては、Jcii ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。( <https://www.jcii.or.jp/pages/9/> )

－ 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。  
([info-fcmssc@jcii.or.jp](mailto:info-fcmssc@jcii.or.jp))

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : [info-fcmssc@jcii.or.jp](mailto:info-fcmssc@jcii.or.jp)

URL : <https://www.jcii.or.jp/pages/65/>